

一笑会 会則

条 文	内 容	備 考
第1条(名称)	本会は、一笑会（以下「本会」という）と称する。	
第2条(所在地)	本会は事務局を練馬区石神井庁舎に置く。	
第3条(目的)	本会は、練馬区在住のシニア世代を中心に、イベントや行事を会員自ら企画し、これを協力して実施するとともに、積極的に趣味を生かし、生き生きとして活動することにより会員相互の親睦と生きがいの充実を図り、あわせて地域社会の発展に寄与することを目的とする。	
第4条(活動内容)	<p>本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。</p> <p>① 会員相互の親睦を深めるため、仲間づくりのため、<u>次の諸活動</u>を行う。 各種講習会・研修会、撮影会、施設見学会、食事会、懇親会、史跡巡り、バス旅行、宿泊旅行、いちご狩り、バーベキュー、お花見など。</p> <p>② 地域社会の諸活動に寄与するため、講演などの研修、勉強会を実施し、ボランティア活動に参加する。</p> <p>③ 会員相互のコミュニケーションを図るため、毎月1回、定例会を開催する。</p> <p>④ 「ねりまシニアネットワーク」の同期会の一員として、その活動に協力する。</p>	
第5条(会員の資格と義務および資格喪失)	<p>① 本会の目的に賛同し活動できる者は、会員として入会できる。</p> <p>② 会員を対象として、政治活動・宗教活動および物品等の販売と勧誘は行わない。</p> <p>③ 会長に届け出ることにより、会員の自由意思で退会することができる。なお、会員の資格と非公然であっても会員の義務に違反した場合および一定期間会費未納等、重大な会則違反をした場合は会員資格を喪失するものとする。</p>	
第6条(役員・会計監査)	<p>本会に次の役員および会計監査を置く。</p> <p>会長1名、副会長2～3名、委員（連絡・通信 運営 会計〈正副2名など〉若干名。 会計監査〈1名〉。</p>	同好会リーダーは別途
第7条) 役員・会計監査の選出と任期)	<p>役員および会計監査は、会員の中から互選により、総会で決定する。</p> <p>任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。</p>	
第8条(総会・役員会)	<p>① 本会は年1回の総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。(1) 活動実績・活動計画 (2) 決算・予算 (3) 会則改定・役員選出 (4) 資格喪失等その他の必要事項。</p> <p>② 総会は会員の過半数の出席により成立する。総会および役員会の議事は過半数の賛成によって決定する。なお、出席できない場合</p>	

	<p>は、委任状により議決権を行使することができる。</p> <p>③ 総会および役員会は必要に応じ会長がこれを招集する。</p>	
第9条（会費等）	<p>① 本会の事務費、会場費、通信費、団体保険（公益財団法人スポーツ安全保険）などの会の運営に必要な経費は、会費その他の収入によって賄う。</p> <p>② 年会費および途中入会の期間別会費は、別に定める。会員は入会時および各年度の指定日までに会費を納付する。なお、いったん納付された会費は返却しない。</p>	
第10条（会計年度）	<p>本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	
第11条（自己責任、個人情報とおよび細則）	<p>① 会員が、第4条に定める活動の参加中に起きた事故は、本会は原則として責任を負わない。 ただし、スポーツ安全保険が適用になる場合は、該当者は、保険金を受けとることができる。</p> <p>② 会員の個人情報は、本会の活動や運営目的のためにのみに使用し、この目的外の使用や外部に漏らすことは厳禁する。</p> <p>③ 年会費、役員の職務、会員への連絡方法などの細則については別に定める。</p>	
（付則）	<p>① 本会則は、平成25年6月23日より実施する。</p> <p>② 平成28年1月16日一部改正</p>	